



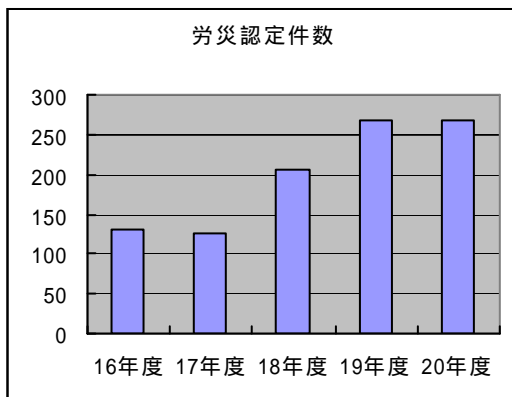
朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

## 話題の言葉

### うつ病チェックを健康診断で実施へ

厚生労働省によると、仕事のストレスが原因でうつ病などになったとして労災認定を受けた人は、平成20年度に過去最多の269人を記録、4年前の130人に比べて2倍超となりました。



政府は職場でのストレスなどを原因としたうつ病など精神疾患の広がりに対処するため、企業や事業所が実施する健康診断に精神疾患を早期に発見するための項目を盛り込む方針を固めました。

対策は、厚生労働省「自殺・うつ病対策プロジェクトチーム」がまとめる提言に盛り込まれる予定で、政府は総合的な自殺防止対策の一環として2011年度からの実施を目指します。

また、企業などの精神衛生対策を指導するため、都道府県労働局や労基署に配置されている、国の専門職員「労働衛生専門官」の研修プログラムの改定は今年6月から実施とし、これまで年1回4時間半だった精神衛生関係の講義を10時間半に増やすなど、精神疾患対策に本格的に取り組むことになりました。

企業の健康診断は、労働安全衛生法で実施が義務付けられており、身長や体重の測定、血糖検査、尿検査など実施すべき項目を労働安全衛生規則で定めていますが、問診も含めメンタルヘルスに関する項目は明示されていません。政府は同法などを改正して、精神疾患のチェックを項目として盛り込む考えだそうです。

企業におけるメンタルヘルスの不調は、様々なリスクや生産性の低下をもたらすなど、健康問題の枠を超えた、大きな経営リスクであると言えます。政府の対策と共に、企業での主体的な取り組みが不可欠である事は言うまでもありません。

# 税金 Q & A

**Question** 住宅取得等資金の贈与の特例について教えてください。

**Answer** 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、所得制限(2,000万円)を付した上で非課税限度額(現行500万円)を、平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円に引き上げます。



## < 制度の概要 >

父や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた受贈者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金を自己の居住の用に供する一定の家屋の取得等の対価に充てて、その家屋を同日までに自己の居住の用に供したとき等は贈与税のうち一定額が非課税になります。

## < 相続時精算課税制度と非課税特例制度の比較 >

	暦年贈与	相続時精算課税	非課税特例制度
贈与者	親族ほか 第三者	父母(養父母を含む) 年齢制限無し	受贈者の直系尊属 年齢制限無し
受贈者	意思表示 の可能な人	贈与者の直系卑属である法定相続人(贈与年の1月1日現在20歳以上の者)	贈与者の直系卑属(贈与年の1月1日現在20歳以上の者)但し、1,500万円及び1,000万円の非課税特例については所得制限(2,000万円)有り
控除額 (非課税枠)	基礎控除(毎年)年110万円	特別控除 2,500万円	H21改正 H21,22通算で500万円 H22改正 1,500万円 (H23は1,000万円)
相続発生時の 相続財産への 加算	3年以内に贈与者の相続が発生したとき	贈与財産の贈与時の価額で相続財産に加算有り	非課税特例のため相続財産への加算無し
複数適用	なし	父母からそれぞれ適用可能	なし

根拠条文等 租税特別措置法(改正案)第70条の2 第70条の3

お問合せ先：朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp まで